

教育は心配り

Education from Consideration

佐藤実芳

Miyoshi SATO

小林市は、「小林市まちづくり基本条例」（平成25年3月29日 条例第2号）を制定して、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりを目指している。その前文には、「市民が力を合わせて『ふるさと小林市』を守り育てていかなければならない」という決意が述べられている。そして、パンフレット「わたしたちの想いはひとつ“こばやし”が大好きです！ わたしたちの『まちづくり』 まちづくりは誰のもの、わたしのもの、あなたのもの、みんなのもの ～小林市まちづくり基本条例～」には、全市民が力を合わせて30年後も持続可能なまちづくりを目指すことが記されている。同市の場合、まちづくりの主役は市民である。年齢に関係なく全ての市民には、まちづくりに参加する権利があると同時に、自分の言動・行動には責任があることが明記されている。

基本条例の第6条第4項には市民の責務として「市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする」と定められている。子どもたちは地域コミュニティの中で生活し、様々なことを学びながら育っていく。子どもの健やかな成長に欠かせないのが、周囲の大人の気配りと目配りである。

本稿では、小林市が実施している特別支援関係の整備、幼保小の連携、こばやしスクールサポートボランティアセンター（KSSVC）について取り上げ、子どもたちに対する大人の気配りと目配りの重要性について検討する。

1. 特別支援関係の整備

小林市は、公立及び私立の全ての幼稚園・保育所・認定こども園と小学校とを連携させて、早期の就学相談を実現し、障がいに関する理解を深めてきたことにより、表1が示すように特別支援学級の在籍者数が増加している。平成20年度における特別支援学級の在籍者数は34人であったが、令和元年度には100人となり、約10年間で3倍程度に増加した。

特別支援学級に入級するためには、障がいの診断を受ける必要があるが、同市には、幼児期から学童期を対象とする知的障がい及び発達障がいに関して診察している医療機関がないため、今までは市外の医療機関を受診する必要があった。しかし、近隣で受診可能な都城市にある newborn

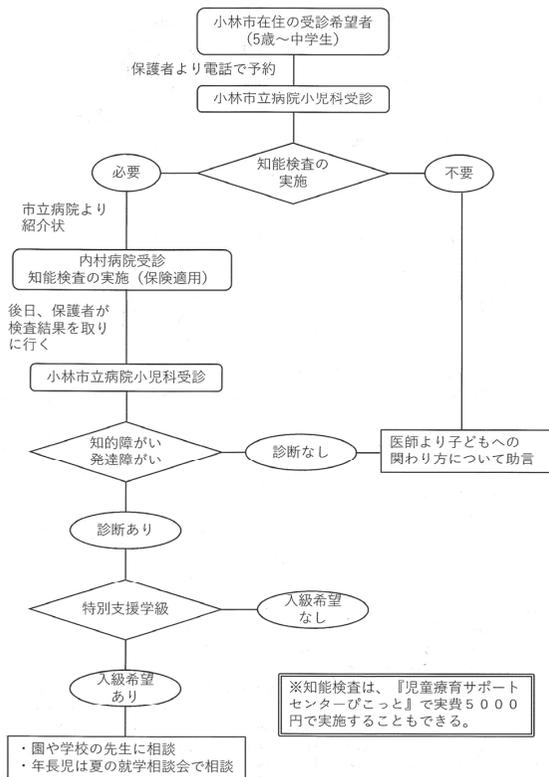
院又は都城市こども発達センターきらきは小林市から35km以上、宮崎市にある国立病院機構宮崎東病院、どんぐりこども診療所及び宮崎大学医学部附属病院は小林市から50km以上離れており、通院に多くの時間と費用を必要とした。また、限定された医療機関に宮崎県全域から受診の予約が集中するため、受診の予約をするのも難しい状況であった。

表1：小林市の特別支援学級在籍者数

	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
自閉症・情緒障がい(人)	23	12	13	19	18	37	25	35	35	41	56	60	61
知的障がい(人)	11	27	34	35	37	37	43	40	44	36	41	40	33
合計(人)	34	39	47	54	55	74	68	75	79	77	97	100	94

小林市教育委員会提供資料より作成

特別支援学級在籍者数の急増に伴い、幼児期から学齢期を対象とした知的障がいや発達障がいに関する診察、診断、薬の処方ができる医療機関がないということが、同市の深刻な課題となってきた。受診希望者に対して市内で早期に対応することが望ましいが、専門的な医療機関を新設することは難しい。同市教育委員会は苦心の策として、同市にある人材及び施設を活用して、以下のような診断体制を整えた。



小林市教育委員会 令和3年3月22日版

図1：小林市における知的障がい及び発達障がいに係る受診フローチャート

受診フローチャートによれば、受診希望者は、市内の児童発達支援施設及び医療法人 浩然会 内村病院（精神科・心療内科）で WISC 知能検査を受け、その結果に基づいて小林市立病院小児科の医師に診察してもらうというシステムである。このシステムが実現したのは、平成 31 年 4 月から同市立病院の小児科の常勤医として勤務した医師が、日向市立東郷病院で同様の診察を行った経験者であったからである。令和 2 年 9 月に、同市教育委員会学校教育課が医師と相談して、この診断体制を整え、令和 3 年 4 月から導入した。

特別支援関係の医療体制が整備されたことで、該当する保護者にも子どもにも受診の負担が少なくなった。そして、特別支援学級へスムーズに入級して、適切な支援の提供を受けることが実現できた。令和 2 年から、新型コロナウイルス感染症の問題で遠方への移動の自粛が求められるようになり、このシステムの実現は同市教育委員会の大きな功績といえる。

2. 幼保小の連携

小林市では、平成 19 年度に、市内すべての幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との確実なつながりを目指して、小林市幼・保・小連絡協議会¹⁾が作られ、幼保小の連携に熱心に取り組んでいる。

(1) 教育支援ファイル「絆」

教育支援ファイル「絆」は、障がいや病気の有無にかかわらず、支援や配慮を必要とする子どもの情報を整理し、家族をはじめ関係者が共通理解を持って支援を行っていくためのものである。幼稚園、保育所、認定こども園、小学校に見本が置いてあり、保護者の同意を得て無料で配布している。申し込みは、小林市教育委員会学校教育課もしくは同市健康福祉部健康推進課で受け付けている。

医療機関に相談する際や、入学進学などで環境が大きく変化する際などに、このファイルを活用して支援者に子どもの様子やそれまでの支援を理解してもらうことで、継続的な支援を期待することができる。

令和 2 年に開催された第 1 回幼・保・小連絡協議会で校長及び園長に説明され、夏の就学相談会で保護者に紹介することで、多数の申し込みがあったという²⁾。このファイルを必要とする保護者が気軽に申し込むことができる雰囲気があれば、特別な支援を必要とする子どもに早期から必要な支援を着実に提供することができる。

(2) 幼保小の一貫目標に関するアンケートの実施

令和 2 年度の場合、市内すべての幼稚園・保育所・認定こども園の年長児の保護者及び全担任、市内全小学校の保護者と 1 年生担任に、アンケートを実施して、その結果を分析して公表している。

4 段階評価（「できていない」、「もう少しでできる」、「まあまあできる」、「とってもよい」）のアンケートで特徴的なところとして、以下の 3 点が挙げられている。

- ① 基本的な生活習慣に関する内容は、83%以上の保護者・先生が良い状況が続いていると感じている。今年度の重点指導項目である「園や学校への準備を自分で行う」という項目は令和元年度に比べ評価が高いが、「朝の身支度」や「片付け」に関しては若干評価が低かった。
- ② 学習のかまえづくりに関する内容は、75%以上の保護者・先生が良い状況が続いていると感じている。
- ③ 基礎体力づくりに関する内容は、78%以上の保護者・先生が良い状況が続いていると感じている。特に今年度の重点指導項目である「毎日続ける手伝いやがんばり事に取り組む」に関しては、令和元年度に比べ評価が上がった。

保護者の意見では、年長児の場合、小学校に入学後の心配事として「初めての環境や友達と仲良くできるか心配」、「登下校の際、安全に気をつけてしっかり歩けるか心配」、「45分間、きちんと座って授業を受けられるか心配」、「食べ物の好き嫌いが激しいので、給食が食べられるか心配」など、小学校の環境への適応に関する不安が多く見受けられた。一方、小学校1年生の保護者の場合には、「言葉遣いが悪い」、「授業中の手あそび、気持ちの切り替え、集中の維持が難しい」、「学校に慣れるために、先生が丁寧に教えてくださった」、「学力については、親の介入が必要だと思った」など、教員への感謝も含め、小学校の問題点が指摘された。

先生方の意見では、「日常的なあいさつは習慣づいてきている」、「コロナが落ち着いたら、小学校との交流活動・交流給食を再開してほしい」、「正しく書くことは難しいが、文字の練習やかるたあそびを通じて文字に親しんでいる」、「食事面では、30分以内の完食を目指している」、「自分がしてほしいこと等を伝えられず、大人が気づくまで待っている」、「授業中、集中できない児童には、その都度、声掛けが必要である」など、達成できている点や努力している点、指導が必要な点などが挙げられた。

アンケート結果を分析し公表することで、小学校の教員や、幼稚園及び保育所の先生、そして保護者も、子どもに対する関心が高まるとともに相互の理解が深まる。特に保護者及び小学校教諭、幼稚園教諭、保育士による自由記述から、4段階の評価では表現することができないことを読み取ることができる。

3. こばやしスクールサポートボランティアセンター (KSSVC)

(1) こばやしスクールサポートボランティアセンター (KSSVC)

地域学校協働活動とは、地域住民や関係団体、企業、保護者等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動である。その目的は、青少年を取り巻く環境の健全化や地域の教育力向上、地域づくりを図ることである。小林市では、平成23年3月に、教育委員会が「小林市地域学校協働活動実施要綱」(平成23年3月10日 教育委員会告示第6号)を定め、「こばやしスクールサポートボランティアセンター」(以下KSSVCとする)が設置された。

KSSVCは、小林市「協働の学校づくり」推進協議会、学校運営協議会、アドバイザー、学校コーディネーター、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアによって構成されている。

<小林市「協働の学校づくり」推進協議会>

小林市「協働の学校づくり」推進協議会は、市内各中学校区における小中一貫教育を基盤とした「協働の学校づくり」を推進するため、その進捗状況を把握するとともに、小林市の教育に関する方向性を検討するために設置されている。同協議会の所掌事務は、「小林市『協働の学校づくり』推進協議会設置要綱」（平成25年5月15日 教育委員会告示第19号）の第2条で、以下のように定められている。

第2条 協議会は、次に掲げる事項について必要な協議を行う。

- (1) 地域に根ざした特色ある教育活動の推進に関すること。
- (2) 小中一貫教育の推進に必要な事項に関すること。
- (3) 学校支援ボランティアに関すること。
- (4) その他「協働の学校づくり」の推進に必要な事項に関すること。

組織に関しては、同要綱第3条に以下のように定められている。

第3条 協議会は委員35人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、小林市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 中学校区連絡協議会代表（地域住民又は保護者代表1人、学校支援ボランティア代表1人）
- (2) 学識経験者
- (3) 各中学校区校長代表

<学校運営協議会>

同市は、平成25年度に学校運営協議会制度を導入し、全ての小・中学校がコミュニティ・スクールになった。平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、小林市学校運営協議会規則を改正することにより、「地域住民による学校への支援・協力の促進」、「地域住民の参画促進のための積極的な情報提供」について明文化し今日に至っている。

各学校の学校運営協議会の他、各校の委員の代表者で構成する9中学校区の連絡協議会がある。更に9中学校区から代表校長と委員で構成する市全体の推進協議会があり、その協議会で同市のコミュニティ・スクールの方向性を決めている。

現在、各学校の学校運営協議会には、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアが各々委員の一人として入ることになっている。

<アドバイザー>

アドバイザーは、学校コーディネーター及び地域コーディネーターの支援を行うのが役割で、教育委員会が必要と認める人数を置くこととなっている。アドバイザーは、地域学校協働活動推

進員³⁾でもある。

<学校コーディネーター>

学校コーディネーターは、学校支援ボランティアと学校との窓口となり、学校の支援ニーズを把握し、地域コーディネーター及びアドバイザーにボランティア活動を要請するとともに実施に向けた調整を図る役割も持っている。学校コーディネーターは、教職員の中から学校長の推薦により教育委員会が任命し、各学校に1人配置されている。

<地域コーディネーター>

地域コーディネーターは、学校コーディネーターと学校支援ボランティアとの連絡及び調整を行う役割である。地域コーディネーターは、地域の現状を理解している者の中から、学校の推薦により教育委員会が委嘱し、各学校が必要と認める人数が配置される。地域コーディネーターは、学校コーディネーターからの支援要請を受け、地域や各種団体との連絡調整を行うとともに、学校支援ボランティアを推薦する役割である。

<学校支援ボランティア>

各学校で活動するのが学校支援ボランティアであり、KSSVCが募集して、学校支援ボランティア登録者を人材バンクとして整備している。

現在、KSSVCは小山市中央公民館内に事務所があり、アドバイザー2名が在籍して、学校からのボランティア依頼に応じ、ボランティアを募集して学校に紹介したりしている。

広報活動としては、地域学校協働活動取材し、掲示用の写真を学校に届けたり、中央公民館に掲示している他、学校向けと地域回覧用の「KSSVCだより」⁴⁾を発行して、活動の様子を広く紹介している。また、地域学校協働活動の実績（活動件数・ボランティアの人数）を年に一度集計し、各学校の取組をまとめた「実践記録集」と事務局の業務をまとめた「1年のあゆみ」を年度末に学校及び関係諸機関に配布している。そのほかに、学校コーディネーター及び地域コーディネーターの研修会を、年2回開催している。

(2) 地域学校協働活動の実践例

「KSSVCだより」では、児童生徒と地域住民が共に行う活動及び外部講師による授業などを幅広く紹介している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり活動が縮小されていたため、令和元年度の例を中心に紹介する。

<児童生徒と地域住民が共に行う活動>

① 茶のん場：西小林小学校

西小林小学校では、にっこばまちづくり協議会が空き教室を「茶のん場（地域開放教室）」⁵⁾

として活用し、月に1度、地域住民と児童が交流している。令和元年6月1日発行の回覧用「KSSVC だより」には、「協議会の方々と一緒に、折り紙や手作りゲームを楽しんだり、かご作りに挑戦したりと楽しい時間を過ごしていました」と記載されている。学校と地域とが協働しながら子育てするという取組である。

② ふれあい登校：細野小学校

細野まちづくり協議会と連携し、毎月第2水曜日に地域住民と児童が一緒に登校している。登校後、地域住民は小学校内にある協議会事務局で、健康推進課の協力のもと血圧測定や軽い体操を行い、健康増進につなげる取組である。ふれあい登校は、令和元年度の「実践記録集」で、「登下校中の子どもの安全確保と高齢者の健康増進の双方向のメリットを生かすモデル的な取組となった」と評価されている⁶⁾。

③ 見守り隊：ほとんどの小学校区

登下校中の小・中学生の安全を守る組織が「見守り隊」などの名称で呼ばれている。見守り活動は、児童生徒の安全が第一の目的ではあるが、児童生徒と挨拶を交わすことが隊員の生きがいになっている。野尻小学校では「野尻っ子見守り隊（平成27年結成）」と児童が対面し、児童が隊員に感謝を伝えながら安全意識を高める会を開催するなど、各校で同様の会が催されている。

<伝統文化・芸能の継承>

郷土芸能の後継者不足が深刻となる中で、児童生徒は、伝統文化・芸能の貴重な担い手として地域から期待されている。地域の方々から伝統文化や芸能を学び、運動会や祭りなどで披露する取組が多く、学校で行われている。

① 棒踊り（市指定無形民俗文化財）：野尻小学校5・6年生

棒踊りとは、約400年前、朝鮮出兵から帰還した薩摩藩主の戦功を祝うために領内で踊られた踊りである。戦後、青年団と有志により復活したが一時中断し、平成10年から野尻小学校でその継承に取り組んでいる。

東麓新地馬場棒踊り保存会の方から児童が「東麓新地馬場棒踊り」について熱心な指導（8回の練習とその歴史に関する講話、児童と保護者を対象とした着付け指導）を受け、運動会では保存会の方々の歌と演奏に合わせて棒踊りを披露している。令和元年度は、演奏に代表児童3人が加わり、太鼓や三味線を担当した。

② 城攻め踊り：紙屋小学校4年生

城攻め踊りとは、戦国時代の島津・伊東の覇権争いが、江戸時代になって歌や踊りで表現されたものである。昭和初期から途絶えがちであったが、昭和57年に当時の6年生により再現されたという。紙屋小学校では、運動会で4年生～6年生の児童全員で城攻め踊りを踊る。4年生には紙屋城攻め踊り保存会長より、城攻め踊りの歴史や衣装、道具についての講話がある。令和元年度は、雨天の為小中合同運動会が中止になったが、高妻神社の「ほぜ祭り」で地域の人に披露された。

③ 岩戸神楽：三松小学校4年生・三松中学校2年生

岩戸神楽とは霧島山麓の各地に伝わる神舞で、350年ほど前から五穀豊穰に感謝して、校区内の岩戸神社で舞われていたという。戦争で岩戸神楽の実施は中断されたが、昭和36年に復活した。

三松小学校4年生を対象とした岩戸神楽保存会長の「岩戸神楽で使われる衣装や道具を観察する」授業では、衣装や道具についての説明を受けた後、衣装、刀、笛、面などを児童が手に取って観察した。また市の社会教育課による「岩戸神社や岩戸神楽の歴史を知る」ことを目的とした授業では、岩戸神社やその前に建立されている仁王像の歴史、岩戸神楽の由来などについて、多くの写真を見せてもらいながら説明を受けた。このような授業を通して、地域の伝統文化への誇りとそれを引き継ぐことの大切さを、児童は感じたという⁷⁾。児童は神楽について学んだ後、神楽の舞を習って運動会で披露した。また、三松中学校2年生全員が舞と楽器を担当して文化発表会で披露した。

④ 鉦踊り：栗須小学校5年生

鉦踊りというのは、平氏の残党を追って九州日向までやって来た源氏方が土着民となった後、山村の暮らしに苦勞する住民を慰めるため、華々しかった戦いを思い浮かべてその有様を表現したものである。栗須小学校では、保存会の方から熱心な指導を受け、運動会で披露されている。

⑤ 輪太鼓踊り（昭和37年宮崎県無形民俗文化財第1号）：東方中学校

輪太鼓踊りというのは、豊臣秀吉の朝鮮出兵の際、島津氏が軍勢の士気を鼓舞するために鉦や太鼓を打ち鳴らし、その勇壮な様子を舞踊化したものが起源とされている。東方中学校では、輪太鼓踊りの伝承活動を全校生徒で行っている。保存会の方から、演技指導、着付け指導等を受け、披露当日は道具一式の運搬から衣装の着付けまで学校と保存会が協力して行う。令和元年度は、高山地区3校合同運動会、陰陽石まつり、こばやし秋まつりで披露された。

⑥ 兵児踊り：小林小学校4年生

兵児とは、鹿児島地方で成年男子のことを意味する。天正年間、島津・伊東の戦いで、島津氏が薩摩武士の士気を鼓舞するために、法螺貝・太鼓を鳴らし踊られたのが起源と伝えられている。また、江戸幕府による諸大名の武備の強化抑制に対して、兵児踊りを通して日頃の士風の鍛錬に励んだという説もある。小林小学校では4年生が、故郷に受け継がれている伝統芸能の良さに触れることを目的に、総合的な学習の時間に学んでいる。真方一区兵児踊り保存会の指導を受け、毎年運動会で全員が袴にたすきを掛け、木刀を差し、うちわをもって勇壮に踊っている。

<地域貢献>

中学校では、地域貢献活動をすることで、生徒が地域について考える機会となっている。

① 清掃活動：紙屋中学校

11月23日の「ほぜ祭り」の前に、境内や階段の落ち葉除去、拝殿や本殿、社務所の拭き掃

除などを行う。

② すき納涼花火大会：須木中学校

全生徒及び教員が、会場設営などの前日準備、当日のステージ出演（鳥田町いちょう太鼓）と募金活動（社協須木支店）の手伝い、翌朝の片付けと清掃ボランティアを行う。その他にも令和元年度には、ボランティアで生徒7人と校長が、市役所等に協力して高齢者宅の除草や清掃作業をした後、子ども食堂で配膳や片付けを手伝った。

<学習支援ボランティア>

栗須小学校では、令和元年度7月の段階で、地域住民14名が学習支援ボランティアに登録し、週1～2度、午前か午後に変更して授業中の学習支援の他、宿題等の採点や印刷、提出物の確認などを行っている。平成30年度末から保護者及び地域に向けて、活動内容や留意事項を記した文書を配布してボランティアを募集すると同時に、教師向けに「ボランティア活用の手順」を作成し、共通理解を図ったという。

令和元年7月4日発行の学校向け「KSSVC だより」には、3年生の算数の授業（児童32人クラス）で、学級担任に加え学習支援員と学習支援ボランティアの合計3人で指導している様子が掲載されている。個別指導により児童の学習内容への理解が深まり、充実した授業が可能になる。また、教員は仕事量が軽減されるため、児童への対応を含め業務に力を注ぐことができるという。

学習支援ボランティアに応募した人の動機は、「学校の役に立ちたい」とか「子どもたちと触れ合いたい」というもので、ボランティアの方々は活動を通して充実感を得ている。そして何より児童が嬉しいのは「自分に関わってくれる大人が一人でも多くそばにいる」ことではないかと記されている。

平成2年度から野尻小学校でも、学習支援ボランティアが導入された。令和2年8月5日学校向け「KSSVC だより」には、開始までの手順と支援の内容等について詳しく紹介されている。希望者には面談の際に守秘義務を含めたコンプライアンスに関わることや事故等への補償について説明し、体験的な活動後に正式に登録してもらう。プリントの印刷や提出物の確認、宿題や小テストのまる付けの依頼はするが、「担任が必ず最終確認」することを共通理解としているという。

<キャリア教育>

キャリア教育にも、市内外の地域の方々が多く協力している。例えば、小林中学校1年生こすもす科では、各業界で活躍している人を招いた仕事についての講話が6回（「RICE SHOP 靴や」オーナーの杉元祐子氏、「kiriflex」のブランド名で特許を取得した山元智博氏、宮崎太陽銀行人事部の馬崎祥太氏、小林市立病院臨床工学室長・理学療養士・管理栄養士・臨床工学技士・看護師、ユニクロニトリモール店長の濱崎氏、ダイワファームの大窪氏）開催された。西小林中学校では2年生を対象に「仕事をしている方々の生の声を聞く会」が催され、自衛隊宮崎地方協力本部小林地域事務所長の中村氏及び広報員の宮内氏、北きりしま田舎物語推進協議会の千田氏、美容院 Roots Place 代表の中條氏、株式会社ビーフ倉菌の倉菌氏を迎え、様々な職種に関する情

報が提供された。三松中学校3年生の「社会人の声を聞く会」には、「BRIDGE the gap」の青野氏、宮崎日日新聞社小林支局長の海老原氏、NTT ドコモショップの本田氏、二葉薬局の古川氏が参加した。これらは、生徒が今後どのように自身のキャリアを形成していくのか考えていくうえでの貴重な機会となっている。

<福祉体験学習>

福祉体験学習も多くの小中学校が実施している。例えば東方中学校1年生の生徒は高齢者への介護サービスを行っている「ぶんぶん」、「悠（はるか）」、「陽光の里」の3施設を分かれて訪問し、施設や設備を見学して利用者の方々と交流した。また、永久津小学校3年生の児童が「陽光の里」を訪問し、デイサービスセンターとグループホームを見学して、車椅子の操作と食事の介助を子ども同士で体験した。そして後日、利用者との交流会を行った。永久津中学校3年生は、社会福祉協議会の協力により、高齢者疑似体験、アイマスクと車椅子体験を行った後に「陽光の里」を訪問し、地域の祭りに向けて練習中のダンスを披露し、利用者の方々と談話した後、メッセージカード付きの巾着袋をプレゼントした。

<平和学習>

小林小学校では昭和20年5月に宮崎市内で空襲にあった永田タエ子氏から「戦争のお話し」を聴き、野尻中学校では延岡出身の特攻隊員であった黒木少尉の実話「蒼天の向こうへ」という朗読劇を鑑賞した。

<読み聞かせ>

市内すべての小・中学校で行われている。例えば小林中学校では、月に一度、「小林子ども遊学会」が訪問し、全学級で民話や現代の物語、紙芝居などの読み聞かせを行っている。上記で列挙した取組以外にも、教科等の支援や安全教育、生徒指導、人権教育、職業体験、食育、ものづくり体験、国際交流、学校間交流、放課後支援なども行われている。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業期間の「応援メッセージ」

令和2年3月2日（月）から3カ月程度、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業が要請された。小林市では、KSSVCが家庭で過ごす子ども達への「応援メッセージ」を募集し、多くの小・中学校からメッセージが寄せられ、市のホームページで公開された。長期間登校することができなかった児童生徒にとって、学校の先生方からの思いが込められた応援メッセージは、大きな励ましになったことと思われる。

終わりに

小林市の場合、教育委員会が最善の教育を目指し、常に心配りと目配りを怠らず、気づいたことは即座に実現に向けて行動し労を厭わない。

知的障がい及び発達障がいに係る受診に関しては、市内での新しい受診体制のシステムが整ったことから、該当する保護者や子どもへの負担が大きく軽減された。全ての子どもたち及び保護者を対象とした事業は勿論最重要ではあるが、様々な個別の教育的ニーズにまで応えようと尽力するのは、同市教育委員会の心配りの現れであろう。

小林市の「絆」ファイルは、延岡市の「さんさんりレーファイル」とともに、宮崎県教育委員会がグランドモデル地域に指定して開発されたものである。しかし単にファイルを作成しただけでなく、そのファイルを必要とする保護者の手に届く雰囲気づくりというのは、同市教育委員会の気配りである。

教育基本法第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携協力に務めるものとする」と定められている。しかし、三者の連携は容易に実現するものではない。小林市の場合、教育委員会が、こばやしスクールサポートボランティアセンター（KSSVC）を中心にしてシステム化を実現した。そのことにより教科等の支援、キャリア教育をはじめ学校が広く地域の人々に支援されるようになっただけでなく、学校もまた地域に貢献するようになってきている。それが伝統芸能の継承や地域貢献活動などである。また、世代間交流などにも積極的に取り組んでいる。学校が地域と共に考えて活動するようになれば、学校を核として社会全体が連携することが可能となる。

令和2年4月7日に最初の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が全国に発出されて以降、繰り返し緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が出されている。経済状況が悪化し、子どもたちをめぐる家庭環境及び社会環境も厳しい状況が続いている。これを契機に、従来型の社会では通用しない時代が到来すると考えられる。

地域で子どもを育て、学校を中心とした活動を通して地域を活性化させることが、地域住民の生きがい及び地域づくりやまちづくりに貢献することに繋がれば、その地域は将来も持続可能となる。地域を含めたネットワークを形成して子どもを育てていくことは教育の理想といえるだけでなく、これからの日本にとって不可欠なことである。しかし、実現するのは容易なことではない。小林市の気配りと目配りによる取組は、家庭と学校と社会の連携を実現したモデルであるといえる。

AI時代の到来を目前に、未来が予想できない時代だからこそ、子どもたちの教育には大人の心配りが必要である。常に気配りと目配りを怠らず、限られた財源で最高の教育を目指すことが、私たち大人に課せられた責任であるといえる。

注

- 1) 詳しくは、拙稿「小林市における幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携－就学前教育の重要性－」、『愛知淑徳大学論集－文学部篇－』第43号、平成30年、87-98頁を参照のこと。
- 2) 「小林市幼・保・小連絡協議会だより」令和3年3月。
- 3) 社会教育法（昭和24年法律第207号、最終改正平成29年法律第5号）
＜地域学校協働活動推進員＞

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。
- 4) 小林市のホームページの「地域学校協働活動事業」に関するPDFファイルに掲載されている。
- 5) 「茶のん場」は、平成26年6月に茶飲ん場・寺子屋事業として開始された。
- 6) 小林市教育委員会 こばやしスクールサポートボランティアセンター「令和元年度 小林市地域学校協働活動推進事業（KSSVC）実践記録集」令和2年3月。
- 7) 小林市教育委員会 こばやしスクールサポートボランティアセンター「KSSVC だより 回覧」令和2年10月1日。

参考資料一覧

1. 小林教育委員会 こばやしスクールサポートボランティアセンター「令和元年度 小林市地域学校協働活動推進事業（KSSVC）実践記録集」令和2年3月。
2. こばやしスクールサポートボランティアセンター「KSSVC だより 回覧」令和元年5月1日～令和3年3月1日。
3. こばやしスクールサポートボランティアセンター「KSSVC だより 学校向け」令和元年4月9日～令和3年3月15日。